

## 別紙1－2 事前照会に係る取引等の事実関係

1 当社は、無限責任社員1名と有限責任社員1名で構成されており、無限責任社員は甲、有限責任社員は乙で、甲は乙の実父です。

このたび、当社は、世代交代に伴い代表社員が交代いたします。

社員2名の合資会社のまま代表権を移行するには、無限責任社員と有限責任社員が1名以上必要であるため、既存社員の責任を交代することで代表権を移行させたいと考えています。

2 当社は、責任交代時において、債務超過の状態にあり、甲に対する当社の債権者からの請求又は請求の予告はありません。

3 社員変更登記後2年を経過した時においても、当社は債務超過の状態が継続しており、社員変更登記後2年以内の間に、甲及び乙による当社の債務の弁済はなく、また、甲に対する当社の債権者からの請求又は請求の予告はないものといたします。